

議案第 4 5 号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画税条例(昭和 4 8 年条例第 3 1 号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 6 月 7 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地方税法の改正により条項の移動が生じたため、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から3まで（略） （<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 から17まで（略）</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、<u>第42項から第44項</u>まで若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>19（略）</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 から3まで（略） （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 から17まで（略）</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、<u>第42項、第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>19（略）</p>

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。